

## 【平成26年第3回定例会 総務委員会委員長報告資料】

平成26年10月10日 総務委員長 織田 勝久

### ○「議案第107号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定について」

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 川崎市いじめ防止対策連絡協議会の組織について

川崎市いじめ防止対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法に基づいた組織で、委員25人以内で構成される。いじめ防止に関わる関係機関等が情報を持ち寄り、連携を図ることが目的の組織である。委員は主に国や県、市の職員を想定しているが、必要に応じてPTAや地域の民生委員などからの選任も考えている。

##### \* 川崎市いじめ問題専門・調査委員会及び川崎市いじめ総合調査委員会の役割の違いについて

川崎市いじめ問題専門・調査委員会及び川崎市いじめ総合調査委員会は、いずれもいじめ防止対策推進法に基づいた組織で、それぞれ委員5人以内で構成される。川崎市いじめ問題専門・調査委員会は教育委員会の附属機関として、川崎市いじめ総合調査委員会は市長の附属機関として、それぞれ弁護士や医師、学識経験者、心理の専門家、福祉の専門家などで構成することとしている。

いじめの重大事態が発生した場合は、教育委員会の依頼により川崎市いじめ問題専門・調査委員会が調査を行い、教育委員会へ報告する。これを受けた教育委員会は市長へ報告するが、再調査が必要であると市長が判断した場合には、川崎市いじめ総合調査委員会を設置し、再調査を行うこととなる。なお、再調査の結果については、市長が市議会へ報告することとなっている。

##### \* 重大事態の定義について

重大事態の定義については、国のいじめ防止基本方針で示されるとともに、本市のいじめ防止基本方針においても具体的に示している。これらの方針では、いじめにより児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、又は、いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと規定しており、疑いがあった場合も含め幅広く捉えている。本市の場合、学校によって判断が異なることがないよう、教育委員会がこれを判断することとしている。

##### \* 重大事態が発生した場合の説明責任者について

教育委員会の附属機関である川崎市いじめ問題専門・調査委員会が調査を行い、教育委員会がその報告を受けることとなっているため、教育長がその説明の責任を負うこととなる。

#### 《意見》

##### \* 川崎市いじめ防止対策連絡協議会の構成については、柔軟性のある組織になるよう、国や県、市の職員など公務員だけでなく、PTAや弁護士などの民間人も委員に選任してほしい。

#### 《審査結果》

## 全会一致原案可決

- 「議案第108号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」  
《審査結果》  
全会一致同意

- 「議案第115号 平成26年度川崎市一般会計補正予算」  
《審査結果》  
全会一致原案可決

- 「議案第121号 平成26年度川崎市公債管理特別会計補正予算」  
《審査結果》  
全会一致原案可決

- 「請願第58号 すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願」  
《審査結果》  
取り下げ承認

- 「請願第81号 所得税法第56条廃止の意見書を国に上げることに関する請願」  
《請願の要旨》  
所得税法第56条を廃止し、家族従業者の「働き分」（自家労賃）を社会的に公正に評価することを願い、国に所得税法第56条廃止の意見書の提出を求めるもの。  
《理事者の説明要旨》

我が国の所得税は、納税者自らが、税法に従って所得金額と税額を正しく計算して申告する申告納税制度を採用している。所得税法第56条は、居住者と生計を一にする配偶者、その他の親族が、居住者の経営する事業から対価の支払いを受けている場合、これを事業所得等の金額の必要経費に算入しないとしており、この対価は支払いを行った居住者の所得に含めることと規定している。

第56条の例外規定については第57条に定められており、第1項に一定の帳簿等を備え、記帳を行うことによって事業と家計との分離を明確にすることができる条件としている青色申告者に限り、その事業者の事業に専従する家族に支払った給与は必要経費に算入することが認められている。

第3項には、青色申告者ではない、いわゆる白色申告者の場合は、その生計を一にする配偶者、その他の親族で、白色申告者の経営する事業に専ら従事する者がある場合に、その事業専従者が配偶者の場合は86万円、配偶者以外の場合は50万円を限度として、その白色申告者の所得の計算上必要経費とみなすことと規定されている。これは、労働日数等一定の外形的な基準の下に専従者を認定し、概算的に一定金額を必要経費とみなすこととしているものである。したがって、青色申告とは異なり、事業専従者に支払う給与の金額の実額を必要経費として認めるものではない。

平成26年1月から全ての個人事業者に記帳義務が課せられたところであるが、白色申告の記帳水準は簡易なものであり、青色申告については納税者の正確な記帳慣行の醸成を奨励する観点から、事業専従者給与の必要経費への算入が認められている。

このように、現行の所得税法においては、事業と家計の分離が明確になっている青色申告を選択すれば、家族従業者に対して支払われる給与を必要経費に算入できることとなっていることから、所得税法第56条の規定は不合理なものではないとされている。

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 青色申告と白色申告の記帳の水準について

青色申告の記帳は複式簿記による記帳が原則で、貸借対照表と損益計算書の作成を前提としたものである。仕訳帳、総勘定元帳、その他必要な帳簿を備えて、現金出納、預金、手形、売掛金、買掛金等の事項を記載するとともに、棚卸表の作成を行うものである。青色申告の簡易帳簿による記帳については、損益計算書の作成を前提とした簡易な方法に従った記帳で、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳等に記載するものである。

白色申告の記帳は、収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先、仕入先、その他相手の名称、金額、日々の売上げ、仕入れ等を帳簿に記載することとなっているが、日々の合計金額をまとめて記載するなど簡易な方法で記載してもよいこととなっている。青色申告に比べると、白色申告の記帳水準は高くないと言える。

##### \* 青色申告した場合と白色申告した場合の所得税額について

事業収入1,000万円、必要経費400万円、専従者給与100万円の場合、単純に所得税額を計算すると、青色申告は44万2,500円、白色申告は60万500円となる。

##### \* 市内の青色申告者と白色申告者のうち専従者給与を控除している人数について

平成24年度市民税・県民税当初課税分の青色申告者は6万3,627人おり、そのうち専従者給与を控除しているのは7,381人、白色申告者は3万1,986人おり、そのうち専従者給与を控除しているのは625人である。

##### \* 平成26年1月からの全事業者の記帳義務化に伴う専従者控除等の見直しについて

近年の情報技術の進展により、白色申告の記帳は、それほど困難や苦労を伴わざできるようになった。そのため平成23年の税制改正により、平成26年1月から全事業者に記帳が義務化されることとなった。これに伴って国においては必要経費を概算で控除する租税特別措置や、専従者控除、必要経費等について見直しを検討することとしている。

##### \* 所得税法第56条の規定が不合理でないとする理由について

白色申告の簡易な記帳では、家族従業員の給与を必要経費に算入する際に、恣意的に所得を分配することができるため、所得税法第56条ではこれを認めていない。しかし、所得税法第57条では事業と家計の分離が明確になる青色

申告を選択することにより、家族従業員の給与を必要経費に算入することができるとしており、所得税法第56条の規定は不合理ではないと考えている。

#### 《取り扱い》

- ・平成26年1月から全事業者に記帳が義務付けられたことは、時代の変化に伴うもので申告制度の前進とも言えるが、所得税法第56条はこうした状況の変化に則していないため、その規定を見直す時期にきている。日本経済を支えている中小零細企業では、朝から晩まで家族で働いているのが実態であり、たとえ家族従事者であったとしても労働の対価として給料を受けることは当然のことであるため、所得税法第56条の廃止に関する意見書を提出し、本請願を採択すべきである。
- ・所得税法第56条は恣意的な所得の分配を防止するためにも必要であり、この規定がなくなった場合、納税者の適正な申告を担保できるのか疑問が残る。また、国においては白色申告の専従者控除や必要経費等についての見直しを検討することとしており、本請願の所得税法第56条を廃止するべきとの願意には賛同できない。よって本請願は不採択とすべきである。
- ・今後、国においては制度の見直しを検討していくこととしており、意見書を提出すべき段階ではなく、本請願は継続審査とすべきである。

#### 《審査結果》

賛成少数不採択

- 「請願第82号 川崎市の全小学校・中学校の学校図書館に専任、専門かつ常勤の学校司書を計画的に配置することに関する請願」

#### 《請願の要旨》

全小中学校に専任で常駐の学校司書の配置を段階的に進める計画を検討し、現在策定中の次期川崎市総合計画、次期教育プランに具体的に明記するよう求めるもの。

#### 《理事者の説明要旨》

本市では、学校図書館において、司書教諭や図書担当教諭、学校図書館コーディネーター及び図書ボランティアが連携し、図書資料の選定、図書館の環境整備、授業への支援などを実施している。学校図書館のオンライン化も進み、小学校では平成20年度から、中学校では平成22年度から学校図書館総合システムが稼働し、コンピューターを活用しての資料検索や貸出・返却業務が実施され、また、市立図書館の貸出システムと連携し、市立図書館の蔵書も検索可能となったところである。

学校図書館コーディネーターは、担当する学校を巡回訪問し、図書の選定、整理、環境整備、図書館総合システムに関わるアドバイスや学校図書館ボランティア研修会の開催など、図書ボランティアや図書委員会への指導、助言等を行っている。平成15年度から配置を開始し、平成16年度から各区1名、平成17年度から各区2名、平成21年度から現在の各区3名の計21名に配置を拡充し、読書活動の充実に努めているところである。配置を拡充したことにより、学校からは図書館の蔵書整備、装飾、読み聞かせ、朝読書への取組が充実したなどの意見があり、更なる拡充を望む声も上がっている。

学校司書については、平成26年6月に学校図書館法の一部改正があり、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書として位置付けることとし、学校には司書教諭のほか、学校司書を置くよう努めなければならないと規定された。

教育委員会としては、学校司書の重要性は認識しており、学校図書館コーディネーターの学校への巡回回数も、現在1校当たり、月に1回から2回という現状であるため、更に充実する必要があると考えている。

今後の学校図書館の充実に向けては、学校図書館コーディネーター等の学校司書の計画的な配置や研修制度等の在り方を含め、総合的に検討している。

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 学校図書館の活用状況について

学校図書館の活用に向けて、図書担当者連絡会や研修等を通じて教員への周知を図っているところであるが、学校図書館の活用状況は十分とは言えない。学校図書館を活用した読書活動の充実や調べ学習は学習指導要領でも求められており、学校図書館の更なる活用を進めていきたい。

##### \* 学校図書館の活用状況に対する児童生徒の思いについて

学校図書館の活用状況に対する児童生徒の思いには個人差がある。児童生徒の中でも本が好きな子は学校図書館を今より更に活用したいと思っているが、全ての児童生徒が同様に思っているということはない。本に親しむことは子どもが成長していく上で大変重要であるため、学校図書館を積極的に活用する児童生徒の姿勢は大事にしていきたい。

##### \* 学校司書の配置を一部の学校でモデル実施することについて

学校司書を一部の学校に固定してモデル実施することは考えていない。学校図書館コーディネーターを巡回型の学校司書と位置付け、学校を巡回することで良い取組を全ての学校に広げて効果を高めていきたいと考えている。現在は1校当たり月に1、2回の訪問であるが、この回数を増やし常駐に近い状態をつくりだしたいと考えている。

##### \* 学校司書の配置を外部事業者へ委託することについて

これまで学校司書の配置については、学校図書館コーディネーターを非常勤職員として雇用してきており、それ以外の実施方法は検討してこなかった。他の自治体の事例など実施方法や経費等について調査、研究を行いたい。

##### \* 司書教諭の配置状況について

全ての小中学校に司書教諭を配置しているが、小学校の場合、ほとんどの教員が学級担任等を受け持っているため、図書業務にかける時間の確保が難しい状況にある。

##### \* 学校図書館コーディネーターと各学校との連携について

各学校の司書教諭や図書担当教諭は、学校図書館コーディネーターと連携を取って図書業務を行っているが、学校図書館コーディネーターの学校への訪問は月に1、2回であるため、直接やり取りする機会が少なく、連携が取りにくく状況である。

##### \* 平成24年に議会で同様の請願を趣旨採択してからこれまでの取組について

学校司書の重要性は十分認識しているところであり、請願が趣旨採択されたことは議会の総意として重く受け止めている。図書ボランティアに特定の権限を付与することやボランティアの協力を得ることで、学校図書館に常に人がいるような環境がつくれないか方策を検討してきた。また、学校図書館の充実を図るため、学校図書館コーディネーターや司書教諭の研修を行ってきた。これまで配置拡充のための予算要求は行っていないが、学校図書館コーディネーターの拡充を検討している。

#### \* 学校図書館コーディネーターの雇用期間について

学校図書館コーディネーターは非常勤職員であるため雇用期間は最長で5年間であるが、学校図書館コーディネーターの拡充に当たっては、非常勤職員の課題等を含め、任用形態について関係局とも協議し、研究していきたい。

#### \* 学校図書館コーディネーターを全校に配置した場合の予算額について

現在、学校図書館コーディネーターは各区に3名、合計で21名が在籍している。週2日勤務の非常勤職員で1人当たり約100万円掛かるため、合計約2,100万円を予算計上している。全校に配置した場合、週4日勤務の非常勤職員で1人当たり約189万円掛かるため、合計約3億1,200万円の予算計上が必要になる。また、国は学校司書をおおむね2校に1名程度配置できるよう地方財政措置をしており、本市も可能な限りそうした状況に近づけていきたいと考えている。

#### \* 次期教育プランに学校司書の配置計画を明記することについて

次期教育プランを3つの計画期間に区切り、学校図書館コーディネーターを段階的に増員することにより、コーディネーター1人当たりの学校図書館への訪問日数や時間を増やしていきたいと考えている。教育プランの策定に当たっては、予算等の裏付けが必要であると同時に、実効性ある施策にしていかなければならないと考えており、教育プランへの明記についてはオータムレビュー等を踏まえ検討したい。

#### 《意見》

- \* 専任の学校司書を常駐させることは、請願や陳情の提出者の切実な願いである。平成24年には議会で議論し趣旨採択という結論を出している。教育委員会としても議論した上で方向性を示してほしい。
- \* 学校司書の配置に当たっては、できる限り長時間の配置とすることが望ましいが、少なくとも児童が本を借りに来る時間帯だけでも全校配置すべきである。
- \* 本市の教育の基本コンセプトでもある「生きる力」を伸ばすためには、学校図書館を活用した基礎学力の向上や調べ学習、情緒を育むことが重要である。そのためにも、ボランティアに頼るだけでなく、専任で専門の学校司書の配置が必要である。
- \* 図書館司書の全校配置の在り方は、勤務形態や勤務時間、資格要件など他都市を見ても様々であり、本市としての全校配置に対する考え方を明確にし、次期教育プランで示すことが必要である。方向性を持って、確実に進めてほしい。

#### 《取り扱い》

- ・子どもたちの教育には調べ学習を始め学校図書館の活用が重要であること、専任の学校司書を配置するよう努力義務を定めた改正学校図書館法が成立したことを踏まえ、本請願を採択すべきである。
- ・学校図書館コーディネーターを全校へ一斉に配置することは困難だとしても、段階的に全校配置を進めるべきである。次期教育プランに位置付けた上で、着実に進めてほしいという思いは強く、本請願を採択すべきである。
- ・平成24年に議会が同様の請願を趣旨採択してから学校図書館コーディネーターの配置状況に進展は見られず、拡充への予算要求もされてこなかったことは残念である。本請願については、議会として強く意思を示すためにも採択すべきである。

#### 《審査結果》

全会一致採択